

議題 依頼者保護給付金制度について

2016年度の第2回となる第40回市民会議が、2016年11月7日に行われた。今回のテーマは、「依頼者保護給付金制度」である。

現在日弁連が導入を検討している依頼者保護給付金制度について、日弁連依頼者保護制度に関する検討WG委員である市川充会員から、(1)導入の目的、(2)導入が提案された経緯、(3)不祥事の原因とその背景、(4)制度の概要、(5)アメリカにおける類似の制度、及び同制度と同時に検討されている預り金管理規程の強化について説明がなされ、その後、意見交換が行われた。

本稿では、その際に委員から出された意見を紹介する。

1. 弁護士の不祥事について

岡田：市民に一番近いところからの意見としては、不祥事を起こす弁護士がいるから弁護士全体に対して信頼をなくすという認識はあまりなく、あくまでもやった人間が悪いんだという感覚である。ただ一方で、いろいろなトラブルが報道されるなどして、弁護士に対する信頼は下がってきているとも感じる。

後藤：法曹人口が増えたから弁護士の不祥事が増えたという因果関係は証明されていない。例えば期が若ければ不祥事が多くなっているということであればともかく、実際に懲戒を受けているのは年配の弁護士が多い。法科大学院では法曹倫理の授業は必修であるし、一定の倫理を課せられるプロフェッションであるということは、少なくとも若手は認識はしている。

江川：弁護士がお金を騙し取ったというのはもちろん不祥事に当たるが、依頼した弁護士の対応が悪かったことで、結果として依頼者が金銭的な損害を受けることもある。弁護士による不祥事は、必ずしも

お金を直接取ったというようなものに限られない。

2. 依頼者保護給付金制度の導入について

江川：給付金の支払により、どのような事件で何人の被害者がカバーできるのか。1億円の被害を受けた人はもちろん全額は無理であるとしても、被害者の何%が、この制度により被害を全額カバーしてもらえるのか。それによって、信頼の回復につながるかどうかというところにもかかわってくる。

長友：通常、基礎自治体は成年後見制度等についての相談窓口を設けていて、調布市は、更に多摩南部の4市と共同で成年後見センターを運営している。窓口もセンターも、後見人による支援を必要とする人に、弁護士や司法書士などの専門職を紹介する制度を持っている。自治体の立場からすると、市民により安心して成年後見制度を利用していただくためにも、依頼者保護給付金制度は歓迎すべき制度である。

ただ、同制度はあくまで事後的措置であり、これを機に事前の自浄作用の強化に向けての取組みをより強めて、検証の上で市民に周知していただきたい。

岡田：見舞金にしろ貰えるのであれば、被害者は助かると思うが、これによって不祥事が減ると思えない。やはり、これと並行して不祥事が起きないように事前の対策が必要であり、そのためには弁護士会として大なたを振るう必要があると思う。

津山：司法改革に反対の立場の弁護士から、法曹人口のことを述べて、弁護士が増えたから不祥事が起きるのだとして、依頼者保護給付金制度にも反対するとの意見を聞く。

しかし、こうした意見には、市民のための司法という視点が欠けていると感じる。合格者1,500人というのは日弁連が主導してきたものであり、その理由

市民会議委員(8人)

*敬称略

*2016年11月7日現在

磯谷	隆也	(一般財団法人ゆうちょ財団監事)
江川	紹子	(ジャーナリスト)
逢見	直人	(日本労働組合総連合会事務局長)
岡田	ヒロミ	(消費生活専門相談員)
後藤	弘子	(千葉大学法科大学院教授)
田中	常雅	(東京商工会議所副会頭)
津山	昭英	(朝日新聞社顧問)
長友	貴樹	(調布市長)

は、弁護士会が責任を持って研修できるのは1,500人までだからとのことである。逆に1,500人であれば研修の責任を持てるということであれば、弁護士会はある程度弁護士の品位を保証する責任がある。そのためには、依頼者保護給付金の制度があるのは、ある意味当然である。

磯谷：総合的な依頼者保護の制度を作り、その制度自体についても更に詳細に検討していくべきである。その前提に立った上で、市民感覚からすると、依頼者保護給付金というものはあるべきであると思う。

弁護士会には様々な意見があると思うが、誰のための司法制度であり弁護士の自治かということを考えるべきだ。弁護士に対する信頼は厚いが、一方で弁護士の不祥事の話もよく出てくる。弁護士の数が増えれば不祥事も増えてくるし、ベースとして給付金制度というものはあるべきである。弁護士会としての不祥事対策の取組みの一つとして、社会の理解は得られるのではないか。

3. 依頼者保護給付金制度の趣旨・目的について

長友：依頼者保護給付金制度について、「弁護士制度の健全な発展に寄与することを目的とする」との説明があったが、このように説明してしまうと結局は弁護士のための制度だとあらぬ誤解につながる危惧がある。「市民の基本的人権の擁護に寄与することを目的とする」とした方が、自治体としても市民としても、この制度を素直に受け取りやすいのではないか。

逢見：給付金制度は、被害者救済というレベルではなく、あくまで見舞金ということであっても、ないよりはあった方がよいものではある。

しかし、制度の目的として「市民の信頼を維持し

弁護士制度の健全な発展に寄与することを目的とする」と説明するのは大仰すぎる。市民感覚からすると、全体として上から目線という感じがある。ここは少し配慮をした方がよいのではないかと。

4. 預り金管理規程の強化について

逢見：預り金管理規程の強化について、ビジネス社会では、お金を預かった人が勝手に引き出せるなどということはあり得ない話であり、すぐにでもやった方がよいと思う。

これについて、弁護士向けの資料に「弁護士自治堅持のために一步踏み出す」との記載があったが、当たり前のことをやるのに、やや大仰な感じである。もう少し謙虚に、遅ればせながらというつもりで取り組んだ方がよいのではないかと。

後藤：預り金の管理について、弁護士の自治や、職務の独立という理由によって、誰からもチェックを受けないということは通常考えられない。

例えば、同じ事務所に弁護士が5人くらいいて、その1人が横領のようなことをしている場合でも、他の弁護士が気づかないということ自体がおかしいと思っている。弁護士会が出てくる前に、弁護士事務所の責任として、大きな事務所であれば相互にチェックを行う、1人の事務所でも誰か必ずチェックをするシステムにするなど、抜本的な体制を敷いていく必要があるのではないか。そうしたことが信頼回復への道ではないかと。

5. 弁護士の不祥事対策全般について

江川：弁護士に対する信頼や、弁護士の自治を守りたいということを実際に考えるのであれば、例えば運

転免許であってもその更新があって、一定の年齢になると認知症の検査などもしている。弁護士についても、何らかの監査は必要であると思う。

後藤：一度登録すればずっと弁護士という制度でよいのかというところを、考えるべきである。定年制を設けるのは難しいとしても、廃業制度や、一定の研修を受けなければ例えば1年間業務停止とする、あるいは弁護士登録を抹消するなど、そういうことをしていかなければ、不祥事の予防にはならないのではないか。

岡田：一般の方が弁護士に対するクレームを伝えるための窓口としては、弁護士会の市民窓口があるが、あまり知られてない。

消費者センターに弁護士に対する苦情が来たときは、市民窓口を紹介しているが、センターの相談員にすら十分に周知されていない。極端に言えば、弁護士と委任契約をしたときに、その弁護士の所属する弁護士会の市民窓口の電話が分かるようにするな

どの方法を採用しないとたどり着かないと思う。依頼者がおかしいと思ったらすぐそこにたどり着くように、市民窓口というものを周知徹底していくべきである。

市民窓口の表示は、弁護士会及び弁護士に対する信頼につながることであると思う。

津山：弁護士の不祥事対策という問題の本質は、司法改革を進めるのか進めないのかという問題に、実は直結してきているのではないと思う。司法改革の一番の目的は実は民事司法改革だったはずだと思う。これは全然進んでおらず、逆に後退している。司法試験の受験者数も減っているし、法科大学院の数も減っている。法曹になろうとしている人が減っているという現状で、更に小さな司法を目指そうという人たちが反対しているのではないか。それは市民のための司法でも何でもない。今回の依頼者保護給付金制度などの不祥事対策も、そうした視点で論議していけば、良心的な人たちには納得してもらえるのではないか。



東弁ツイッターで情報発信中！

東弁ツイッターでは、イベント、意見表明、LIBRAのお薦め記事、その他市民向けのお役立ち情報などを幅広く発信中です。ぜひ、フォローして、リツイートしてください。

- **ツイッターとは**…140文字以内の短い投稿（ツイート）を入力して、情報を共有するサービスです。
- **フォローとは**…フォローしている相手のツイートがあなたのホーム画面に自動的に表示されるようにすることです。東弁公式アカウントでツイートがある度に、そのツイートがあなたのホーム画面に表示されるので、わざわざツイッター内で検索しなくても、すぐに東弁のツイートを見ることができるようになります。
- **リツイートとは**…元の発言者のユーザー名のまま、あなたのフォロワーに転送する仕組みのことです。東弁のツイートをぜひあなたのフォロワーに転送してください。

〈アクセス方法〉

<https://twitter.com/TobenMedia> に直接アクセスしてみてください。または、東弁ウェブサイトの「Twitter」バナーからもアクセスできます。

こちらからどうぞ

*問い合わせ先：広報課 TEL.03-3581-2251